

令和8年度 都道府県単位保険料率について（詳細）



令和8年5月18日
全国健康保険協会
東京支部

(参考) 令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化について

	令和7年度 保険料率 (平均10.00%) (a)	令和8年度 保険料率 (平均9.90%) (b)	現在からの変化		参考：令和8年度 保険料率 (平均10.00%の場合) (c)	現在からの変化	
			(b)-(a)	(b)-(a)		(c)-(a)	(c)-(a)
全 国	10.00	9.90	▲0.10	▲0.10	10.00	0.00	0.00
1 北海道	10.31	10.28	▲0.03	▲0.03	10.38	+0.07	+0.07
2 青森	9.85	9.86	+0.01	+0.01	9.96	+0.11	+0.11
3 岩手	9.62	9.51	▲0.11	▲0.11	9.61	▲0.01	▲0.01
4 宮城	10.11	10.10	▲0.01	▲0.01	10.20	+0.09	+0.09
5 秋田	10.01	10.02	+0.01	+0.01	10.12	+0.11	+0.11
6 山形	9.75	9.79	+0.04	+0.04	9.89	+0.14	+0.14
7 福島	9.62	9.50	▲0.12	▲0.12	9.60	▲0.02	▲0.02
8 茨城	9.67	9.52	▲0.15	▲0.15	9.62	▲0.05	▲0.05
9 栃木	9.82	9.83	+0.01	+0.01	9.93	+0.11	+0.11
10 群馬	9.77	9.68	▲0.09	▲0.09	9.78	+0.01	+0.01
11 埼玉	9.76	9.67	▲0.09	▲0.09	9.77	+0.01	+0.01
12 千葉	9.79	9.73	▲0.06	▲0.06	9.83	+0.04	+0.04
13 東京	9.91	9.85	▲0.06	▲0.06	9.95	+0.04	+0.04
14 神奈川	9.92	9.96	+0.04	+0.04	10.06	+0.14	+0.14
15 新潟	9.55	9.21	▲0.34	▲0.34	9.31	▲0.24	▲0.24
16 富山	9.65	9.59	▲0.06	▲0.06	9.69	+0.04	+0.04
17 石川	9.88	9.70	▲0.18	▲0.18	9.80	▲0.08	▲0.08
18 福井	9.94	9.71	▲0.23	▲0.23	9.81	▲0.13	▲0.13
19 山梨	9.89	9.55	▲0.34	▲0.34	9.65	▲0.24	▲0.24
20 長野	9.69	9.63	▲0.06	▲0.06	9.73	+0.04	+0.04
21 岐阜	9.93	9.80	▲0.13	▲0.13	9.90	▲0.03	▲0.03
22 静岡	9.80	9.61	▲0.19	▲0.19	9.71	▲0.09	▲0.09
23 愛知	10.03	9.93	▲0.10	▲0.10	10.03	0.00	0.00
24 三重	9.99	9.77	▲0.22	▲0.22	9.87	▲0.12	▲0.12
25 滋賀	9.97	9.88	▲0.09	▲0.09	9.98	+0.01	+0.01
26 京都	10.03	9.89	▲0.14	▲0.14	9.99	▲0.04	▲0.04
27 大阪	10.24	10.13	▲0.11	▲0.11	10.23	▲0.01	▲0.01
28 兵庫	10.16	10.12	▲0.04	▲0.04	10.22	+0.06	+0.06
29 奈良	10.02	9.91	▲0.11	▲0.11	10.01	▲0.01	▲0.01
30 和歌山	10.19	10.06	▲0.13	▲0.13	10.16	▲0.03	▲0.03
31 鳥取	9.93	9.86	▲0.07	▲0.07	9.96	+0.03	+0.03
32 島根	9.94	10.08	+0.14	+0.14	10.18	+0.24	+0.24
33 岡山	10.17	10.05	▲0.12	▲0.12	10.15	▲0.02	▲0.02
34 広島	9.97	9.78	▲0.19	▲0.19	9.88	▲0.09	▲0.09
35 山口	10.36	10.15	▲0.21	▲0.21	10.25	▲0.11	▲0.11
36 徳島	10.47	10.24	▲0.23	▲0.23	10.34	▲0.13	▲0.13
37 香川	10.21	10.02	▲0.19	▲0.19	10.12	▲0.09	▲0.09
38 愛媛	10.18	9.98	▲0.20	▲0.20	10.08	▲0.10	▲0.10
39 高知	10.13	10.05	▲0.08	▲0.08	10.15	+0.02	+0.02
40 福岡	10.31	10.11	▲0.20	▲0.20	10.21	▲0.10	▲0.10
41 佐賀	10.78	10.55	▲0.23	▲0.23	10.65	▲0.13	▲0.13
42 長崎	10.41	10.06	▲0.35	▲0.35	10.16	▲0.25	▲0.25
43 熊本	10.12	10.08	▲0.04	▲0.04	10.18	+0.06	+0.06
44 大宮	10.25	10.08	▲0.17	▲0.17	10.18	▲0.07	▲0.07
45 鹿嶋	10.09	9.77	▲0.32	▲0.32	9.87	▲0.22	▲0.22
46 鹿嶋	10.31	10.13	▲0.18	▲0.18	10.23	▲0.08	▲0.08
47 沖縄	9.44	9.61	+0.17	+0.17	9.71	+0.27	+0.27

(単位：%)

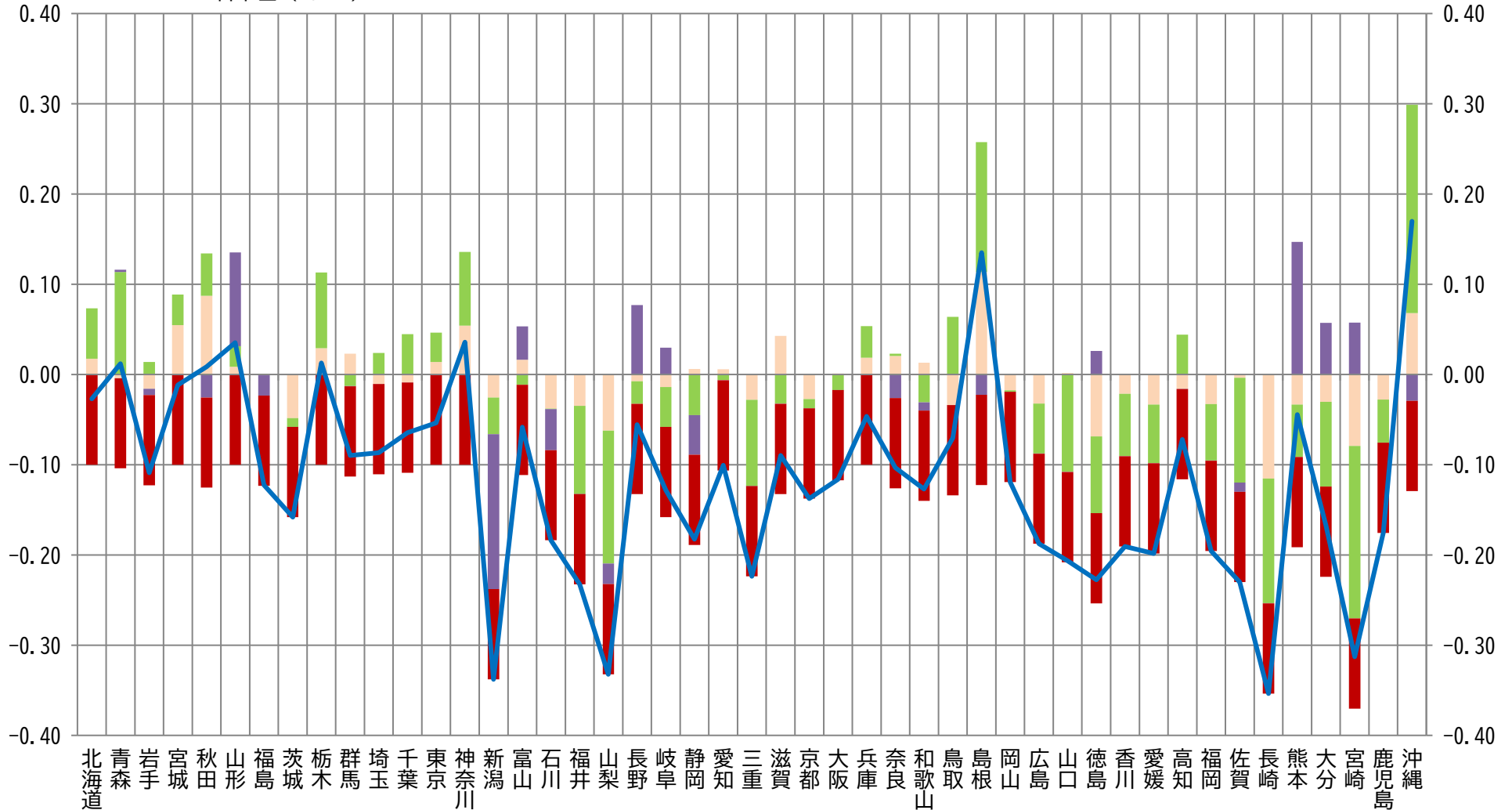
注「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値。

都道府県単位保険料率について、令和8年度の令和7年度からの変化分(料率差)は、「地域差」・「精算」・「インセンティブ」及び「平均料率差(10%→9.9%)」の4つの要因に分解することができる。

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

令和8年度の都道府県単位保険料率の前年度差の要因分解

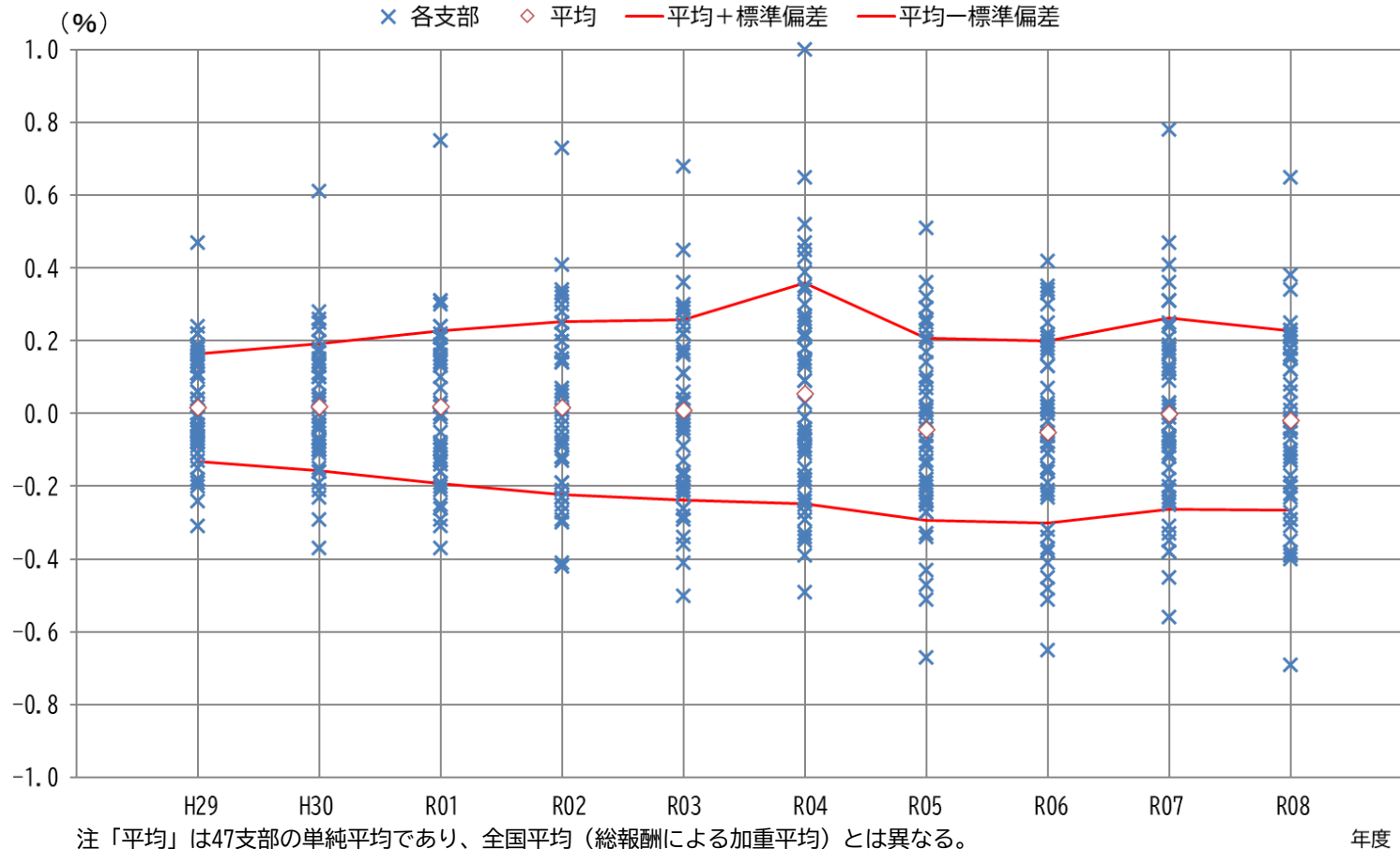
- 地域差分 (R8-R7)
- インセンティブ分 (R8-R7)
- 料率差 (R8-R7)
- 精算分 (R8-R7)
- 平均料率差 (10%→9.9%) 分 (R8-R7)



都道府県単位保険料率の推移

都道府県単位保険料率(各支部の適用保険料率と全国平均の差)の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している。(令和2年度以前は激変緩和措置期間)

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。



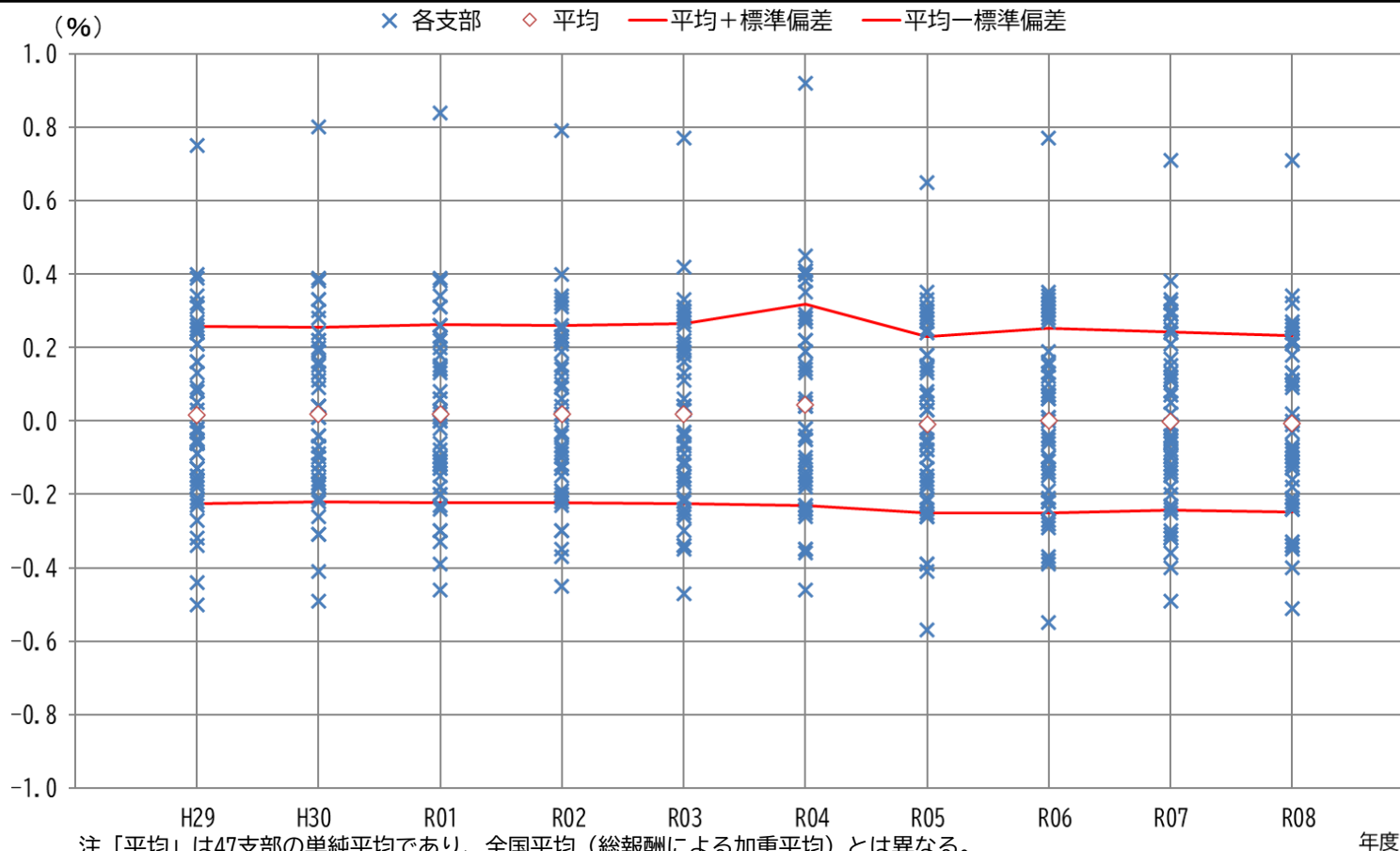
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.05	-0.04	-0.05	0.00	-0.02
標準偏差	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263	0.247
最高料率	0.47	0.61	0.75	0.73	0.68	1.00	0.51	0.42	0.78	0.65
最低料率	-0.31	-0.37	-0.37	-0.42	-0.50	-0.49	-0.67	-0.65	-0.56	-0.69
最高料率-最低料率	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34	1.34

※標準偏差とは、
平均値からのばらつき具合を測る指標。
値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率(医療給付費についての調整後の保険料率)の推移

医療給付費についての調整後の保険料率(各支部の料率と全国平均の差・令和2年度以前は激変緩和反映前)は、精算及びインセンティブの影響を反映せず、医療費の地域差のみが反映されている。

標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。



注「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

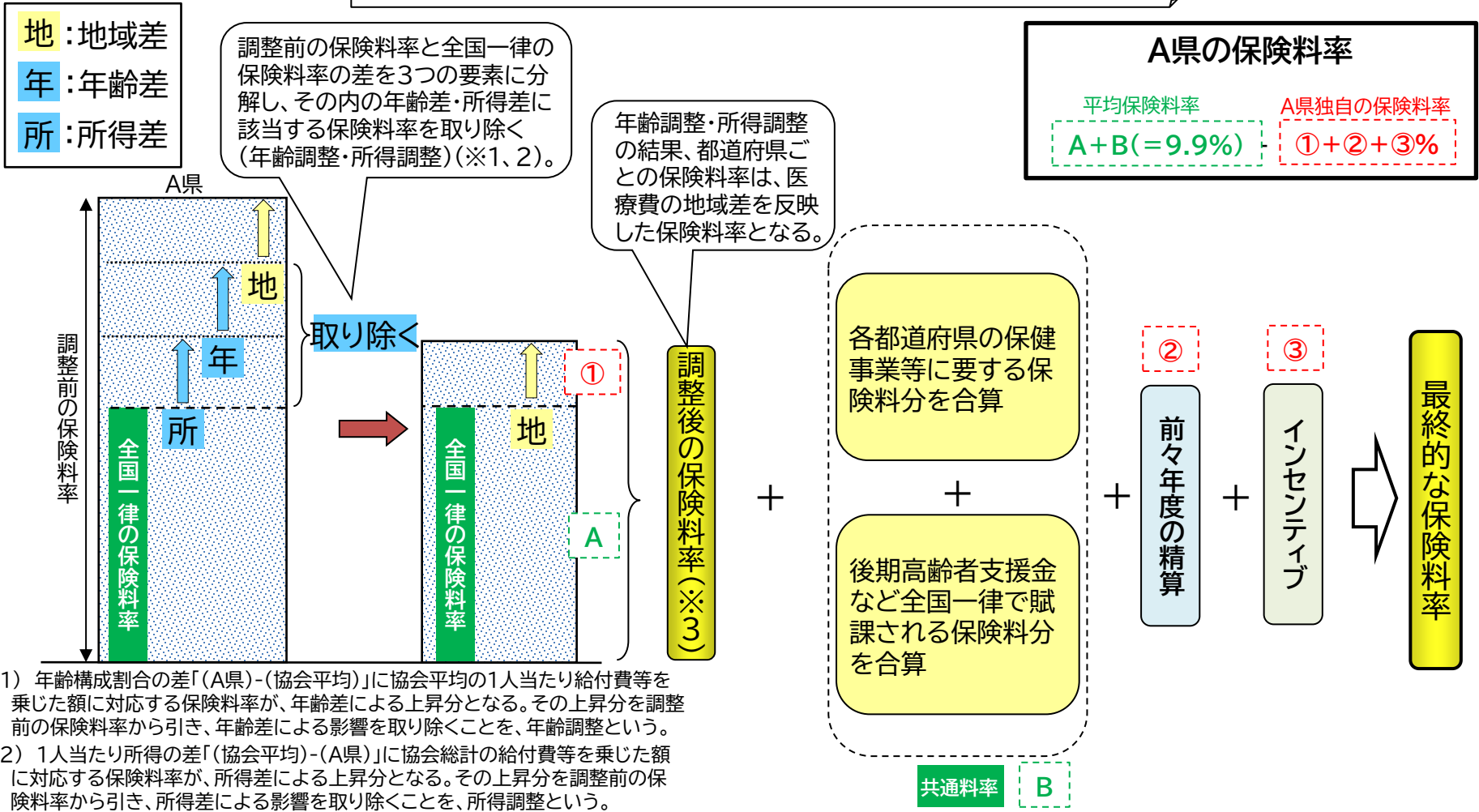
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	-0.01	0.00	0.00	-0.01
標準偏差	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243	0.240
最高料率	0.75	0.80	0.84	0.79	0.77	0.92	0.65	0.77	0.71	0.71
最低料率	-0.50	-0.49	-0.46	-0.45	-0.47	-0.46	-0.57	-0.55	-0.49	-0.51
最高料率-最低料率	1.25	1.29	1.30	1.24	1.24	1.38	1.22	1.32	1.20	1.22

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

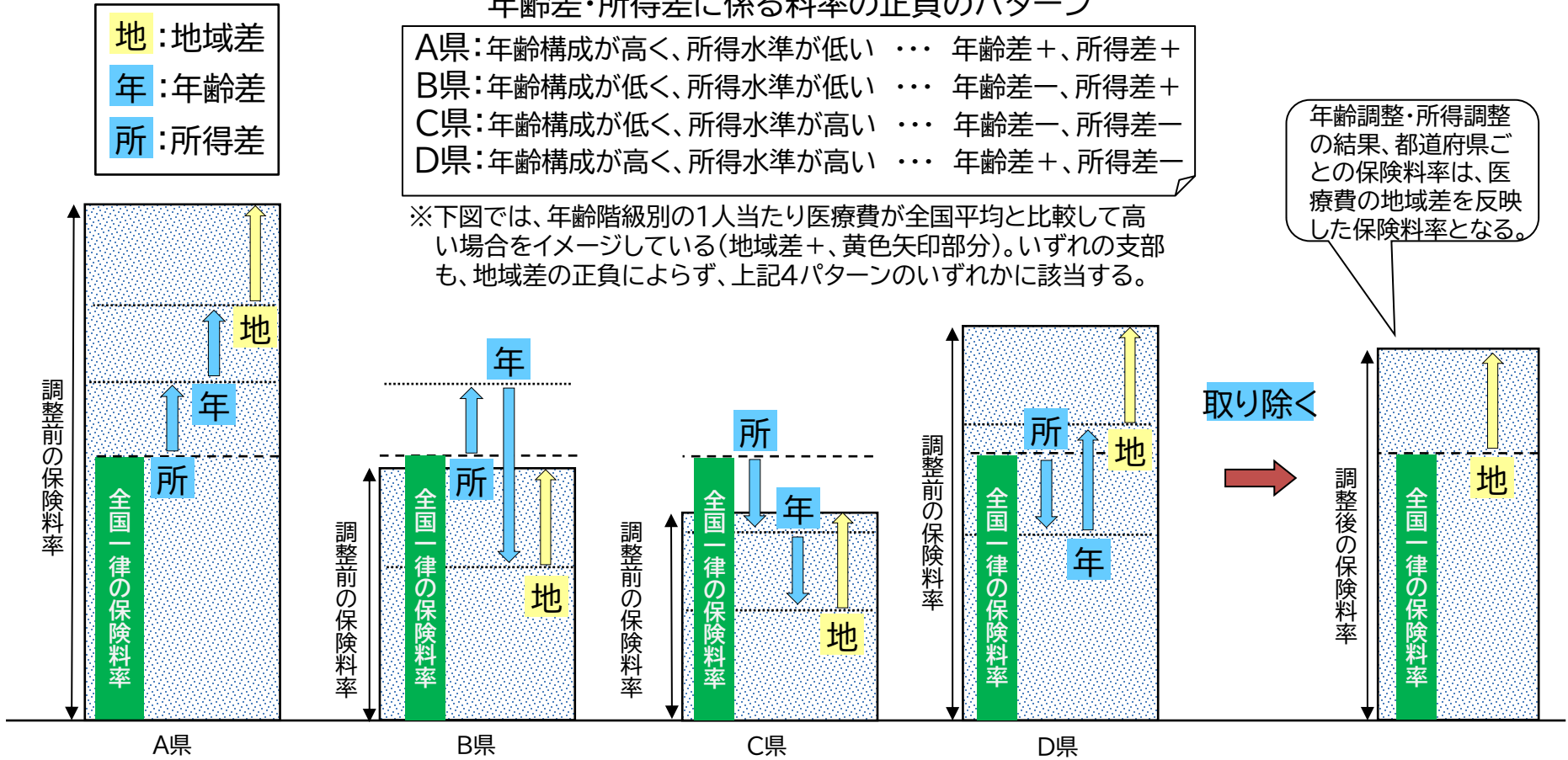
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県: 年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差+、所得差+
- B県: 年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差-、所得差+
- C県: 年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差-、所得差-
- D県: 年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差+、所得差-

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている(地域差+, 黄色矢印部分)。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

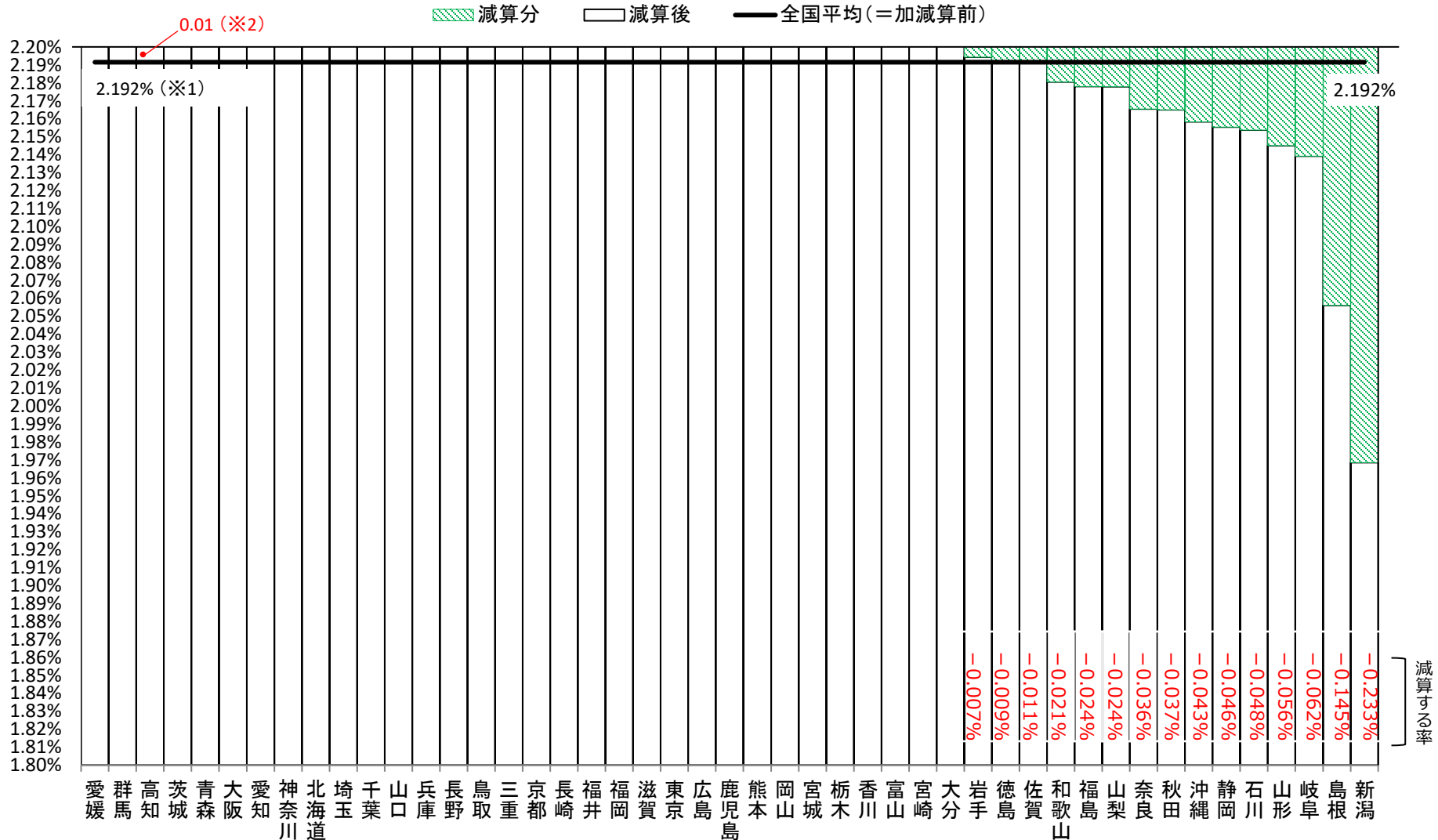
第138回運営委員会

資料4

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 令和8年度保険料率の算出に必要となる令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。 〕

加算率0.01



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。
 ※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

都道府県保険単位保険料率において特例措置を実施した支部の支部長意見

支部名	支部長意見	評議会における意見
青森	<p>9.85% (9.85%)</p> <p>1. 意見の要旨 青森支部の令和8年度の保険料率について、特例的措置による令和7年度保険料率と同率の9.85%に据え置くことは、やむを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等 支部の評議会においても、過去の財政推移や今後の社会情勢を考慮したとき、平均保険料率の大幅な増減は避けるべきとの意見がある一方、被保険者の負担感が増しているとの意見もあります。実際、青森県においても2025年の最低賃金が大幅な引き上げとなり11月より実施されている中、賃上げが経営を圧迫しているとの事業主の声が多く聞かれます。また、被保険者の立場では急激な物価上昇に実質的な賃金が追いついていない状況にあり、事業主・被保険者ともに決して楽観できる状況にはないと考えます。</p> <p>このような状況の中で小職としても、協会けんぽの財政構造が、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であり、65歳以上の高齢者人口割合がピークを迎える2040年に向けて、「中長期的に平均保険料率が10%を超えないよう維持できること」を基本に考えていく必要があるということを理解はしているものの、毎年積み上がっていく準備金の額を見ると、本部において現在検討を進めている協会けんぽとしての「今後の保険料率や準備金の在り方」については、早急に検討して結論付ける必要があると考えるものです。</p> <p>また、毎年度都道府県単位保険料率に変更となることについては、改善検討を求める意見もあることから、今回の特例的な取扱いを契機として広範かつ柔軟な視点からも検討いただきたく要望いたします。</p> <p>青森支部の令和8年度の保険料率については、政府全体の方針を踏まえた厚生労働省からの協会本部に対する極めて強い要請を踏まえた特例的な取扱いによる前年度と同率の据え置きとなるものであり、やむを得ないと考えるものです。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青森支部保険料率9.85%の据え置きは了承する。 料率差額分の調整について議論を進め、明確な内容を示していただきたい。 料率と併せて、準備金のあり方についても引き続き議論していただきたい。 <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 9.85%の据え置きはいいことだと思うが、0.01%の差額相当分の回収方法が具体的に決まっていないことは懸念される。しっかり議論していただきたい。次年度以降急激な保険料率の上昇のうえ、さらにその差額が上乗せされるような負担は避けていただきたい。 国庫補助率、保険料率にプラスして、ここまで積み上がっている準備金の取扱いについて今後議論されていくと考えている。新たに国庫補助が500億円減額されることになるが、結果として更に準備金が積み上がっているとすれば、準備金のあり方は益々議論が必要と考える。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 9.85%に据え置いた料率提案で問題なし。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初、平均保険料率が9.9%に引き下げになると言われていたなかで、なぜ青森支部は引き上げの9.86%になるのか納得がいかなかった。さらに子ども子育て支援金が4月から始まるとその分の負担も出てくる。労使は懸命に努力しているが、どうにもできないところを国の政策や政府で対応してもらわないと現状は厳しいと考えていたので、料率据え置きの対応は賛成する。

支部名	支部長意見	評議会における意見
秋田	<p>10.01% (10.01%)</p> <p>1. 意見の要旨 秋田支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率と同率の10.01%に据え置くことは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 令和8年度の当支部における都道府県単位保険料率は、本来であれば10.02%と算定され、引き上げになるところですが、特例的に令和7年度保険料率と同率に据え置く方針について、異論はございません。</p> <p>当支部といたしましては、保険料率の変動要因や支部固有の課題を認識し、それらを加入者及び事業主に丁寧に説明し、保険料率の抑制につながるよう次年度も課題解決に向け、事業の実効性を上げるよう努力してまいります。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10.01%の据え置きは妥当である。 ・ 平均保険料率の0.1%引き下げを評価する。 ・ 準備金残高の適正な水準を検討すべき。 ・ 平均保険料率は下がるが、支部保険料率が据え置かれることについて、例年以上により丁寧な広報が必要である。 ・ 保険料率算定の仕組みや現状を事業主や加入者に認知してもらい、行動変容につなげることが重要である。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 据え置きは妥当である。協会や厚生労働省の判断を評価したい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均保険料率の引き下げ幅が0.1%では少ないと思うが、下がったことに大きな意味がある。最低賃金が本年4月より上昇し、地元企業は賃上げをする必要があり、その分社会保険料も上昇するので少しでも下がることは良かった。 ・ 平均保険料率の議論について、準備金残高の基準を明確にすべき。すべてのリスク要因が同時に発生したときに必要な金額をベースとし、それをカバーできる準備金の確保や、ソルベンシーマージン比率等を参考にすることで中長期的なシミュレーションをするべき。 ・ 保険料率の仕組みやインセンティブ制度などを加入者や事業主はあまり認知していない。健康寿命をいかに伸ばすか、病気の発症を遅らせ、高齢者医療費の伸び率をどう抑えるか、病院待合室のサロン化などの問題を秋田県全体で考え、正しい行動をすべきである。秋田県は特に高齢化が進む県であるため、各種事業や行動がモデルケースになるよう努力しなければならない。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで協会が試算していた準備金推移が毎年右肩上がりであることに對し、各都道府県の評議会で平均保険料率を下げるといいう意見が増え、0.1%でも下がったということは評価ができる。今後も平均保険料率の変動については柔軟性を持って対応していければ良いのでは。 ・ 平均保険料率の引き下げが報道されているなか、秋田支部保険料率が10.1%に据え置かれることを周知する際、今まで通りの広報では加入者には伝わらない。評議会で出た発言も含め、伝わるような工夫をしてほしい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
山形	<p>9.75% (9.75%)</p> <p>1. 意見の要旨 山形支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率と同じ9.75%に据え置きとすることは、諸般の情勢を勘案し妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 山形支部においては、平均保険料率を0.1%引き下げても、インセンティブ制度による保険料率引き下げ幅が昨年度より減少した影響等により、令和7年度保険料率から0.04%引き上げとなる予定でしたが、厚生労働省等からの要請により、令和8年度保険料率は令和7年度保険料率から据え置きとなり、9.75%となりました。評議員から決定に至る過程についての意見があったものの、大きく来年度の平均保険料率引き下げが報道された中で、山形支部は引き上げになるということが説明しにくいという状況であったため、保険料率据え置きについては、安堵の意見も聞かれました。</p> <p>一方で、本来の令和8年度料率との差分について、次年度以降で調整して平準化していくという手法については、今後丁寧に説明していく必要があると考えます。</p> <p>また、平均保険料率決定までの過程において、平均保険料率の引き下げと同時に、国庫補助特例減額の措置が制度開始前に遡及して適用され、国庫補助が各年度約500億円減額されることに対しては、到底受け入れられるものではないとの強い意見や、加入者代表として異論の声を上げるべきとの意見もあり、さらには令和10年度までに国庫補助率の見直しが検討されることとなったことに対し疑念の声があがっています。</p> <p>支部評議会の存在意義に対する懐疑の念を抱かせることなく、今後も評議会における積極的な議論のもと、加入者の意見を吸い上げて協会けんぽの方針を決定していくことが望まれます。</p> <p>これまで協会として中長期的な視点で提案し、議論いただいた中で、今後3年という短いスパンで国庫補助率引き下げが決定されることがないよう、協会基本スタンスである中長期的な健康保険制度の安定的運営のために、健康保険法本則の上限である国庫補助率20%への引上げに向けて、これまで以上に強く国に対し要望していく必要があると考えます。</p> <p>併せて、国や加入者に対して明確な説明が可能となるよう、準備金残高の適正な水準についての議論を深め、早急に一定の結論を得る必要があると考えます。</p>	<p>【評議会の意見】 山形支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率と同じ9.75%に据え置きとすることについては、その決定に至る過程について意見があったものの、了承。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金が大きく上昇している状況下において、平均保険料率を引き下げても、安定運営ができていくという短期間での判断で国庫補助率が引き下げられるという流れができてしまう恐れがある。今回は16.4%を堅持したものの、令和8年度から令和10年度までに国庫補助率を見直すとされており、3年間という短期間ではなく、これまでどおり中長期的な視点で検討するべきである。 適切な準備金の水準や国庫補助率について、引き続き議論していただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率が引き下がるのに山形支部の保険料率は上がってしまうというのは加入者に説明しにくいと考えていたため、保険料率が9.75%に据え置きになることは大変良いことだと思う。 山形支部の保険料率が据え置きになったことは良かったと思うが、平均保険料率をもっと下げてほしいという気持ちはある。また、中長期的な視点で議論している中で、令和8年度から令和10年度の3年間だけで国庫補助率の見直しを検討するということには非常に不満。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 来年度、保険料率が上がらないことは良いと思うが、今後、本来の保険料率との差分について調整して平準化するというのはあまり好ましくない。また、国庫補助率がなし崩し的に引き下げられないように、準備金のあり方も含めて議論を深めていただきたい。インセンティブ制度は地域間の格差を生む制度だと感じる。同じ医療を受けるという観点からは、全国同じ保険料率にし、格差を付けないことも大事だと考えている。支部が努力して全国上位になったのにもかかわらず、引き下げ幅が小さければ、不満を持つことになるような制度になっていないか、インセンティブ制度を改めて検証していただきたい。 国庫補助の特例減額措置を過去に遡って適用させるというのは、個人の意見として到底受け入れられるものではない。中長期的な視点で考え、高い保険料を負担してきた被保険者にとっては、せつかく積み上げた保険料を持っていかれるという印象を受け、納得できないのではないか。決まったこととしてやむを得ないが、国庫補助率16.4%を堅持すべく、我々は国に対して声を上げていく必要がある。

支部名	支部長意見	評議会における意見
栃木	<p>9.82% (9.82%)</p> <p>1. 意見の要旨 栃木支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率9.82%を据え置き、9.82%とすることは妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 協会けんぽの財政状況においては、加入者の平均年齢上昇や医療の高度化などにより、保険給付費の継続的な増加が見込まれていることや、後期高齢者支援金についても、団塊の世代がすべて後期高齢者になり、支援金の急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額での推移が見込まれております。</p> <p>一方で、政府方針として、中小企業・小規模事業所を取り巻く環境が大変厳しい状況であること、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」で現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことが重要とされたことなどを踏まえ、厚生労働省から平均保険料率の引き下げ及び、令和8年度都道府県単位保険料率が引き上げとなる支部については特例的に据え置くよう要請がございました。</p> <p>このような状況にあって、栃木支部評議会においては、平均保険料率の9.9%への引き下げ及び栃木支部の保険料率を9.82%に据え置くことに異論はないとの意見をいただきました。さらに評議員からは、「できるだけ長く現在の平均保険料率10%を超えないように維持し、中長期で安定した運営を図っていくことが大切である。」といった意見なども出されました。</p> <p>当職としても、今後の保険料率のあり方について中長期で考えることを基本とするものの、栃木支部令和8年度保険料率を9.82%に据え置くこと、また、本来の保険料率との差分は、次年度以降調整して平準化を図ることについて妥当と考えます。なお、差分の平準化にあたっては次年度以降の保険料率引き上げとならないようにすることをお願いするとともに、財政基盤の脆弱化を避けるため、国庫補助率について少なくとも16.4%を下回ることがないよう、より強く国に対し要望していくことをお願い申し上げます。</p>	<p>【評議会の意見】 令和8年度栃木支部健康保険料率を9.82%に据え置くことについて妥当と考える。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率は低い方がありがたいが、財政的に大丈夫なのか、次年度以降どうなるのかといった不安感が残る。 ・ 平均保険料率が10%を超えないよう、中長期で安定した運営を図っていただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備金残高が7兆円を超える見込みの中で、合理的、効率的な保険制度の財政運営のためにも、準備金の在り方を検討してほしい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高や子ども・子育て支援金が始まる中で、平均保険料率の引き下げは加入者の理解も得られやすいと思う。将来を見据えると平均保険料率引き上げの時期も注視することになるのではないか。その目安や基準があるとよいと思う。平均保険料率が10%を超えないように維持していくことと、国庫補助率引き下げにならないような取組が必要と思う。

支部名	支部長意見	評議会における意見
神奈川	<p>9.92% (9.92%)</p> <p>1. 意見の要旨 神奈川支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率と同率に据え置き、9.92%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等 平均保険料率0.1%の引下げにもかかわらず、支部の保険料率が上昇する状況において、特例的に、令和7年度保険料率と同率に据え置くことは、昨今の中小企業・小規模事業所を取り巻く厳しい環境を鑑みた場合、妥当であると考えます。</p> <p>また、その際、本来の令和8年度都道府県単位保険料率との差分について、次年度以降、複数年度で調整して平準化を図る措置についても都道府県単位保険料率の制度の趣旨から考えて妥当であると考えます。</p> <p>一方、昨年末の大臣折衝における「国庫補助の特例減額の控除額の時限的引き上げ」について、「平成23年度から26年度までの間、現行の措置が行われていたと仮定した場合の控除額を令和8年度から10年度の特例減額の控除額に上乘せする」措置は、「法令不遡及の原則」の考えに照らしても、その適用については釈然としないところであります。</p> <p>また、何よりも、協会けんぽとして「特例減額の廃止及び国庫補助率20%への引き上げ」をこれまで国に要請し続けているなかで、このような措置がされることは誠に遺憾であると考えます。</p> <p>さらに、「令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行い、結論を得ることとする」との文言が盛り込まれていますが、万が一にも現行の補助率16.4%が引き下げられることのないよう、今後、協会けんぽとして強く訴え続けていく必要があると考えます。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率は引き下げであるのに、神奈川支部の保険料率が引き上げとなれば加入者は納得し難いため、据え置きは妥当と考える。また、国庫補助を16.4%より引き下げず継続するよう引き続き国に要請していただきたい。 準備金は本来加入者が負担した保険料であり、余剰分は保険料の負担軽減に充てるべき。 <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の平均保険料率9.90% (▲0.1%) の決定については、事業主及び被保険者にとって直接的に負担の減少となる決定であり大変よい。一方で、医療費の値上がりや高額療養費制度の改定など、被保険者の負担が増加する要因も見込まれるため、総合的な効果については引き続き留意が必要と考える。 健康保険組合では、協会けんぽの保険料率引き下げ等により、直接的に事業運営の継続性を問われるケースが発生するため、健康保険制度全体の持続性やバランスにも配慮のうえ慎重に検討していただきたい。 過去に準備金残高がマイナスになった時期があることや今後の準備金残高の見直しなどから考えると、国庫補助が引き下げられた場合、中長期的に安定した財政運営を行うことは困難と感じる。国庫補助率が16.4%より下がらないよう働きかけを行っていただきたい。 国庫補助の特例減額措置は、平成27年度から始まった制度であるため、平成23年度から平成26年度に遡及する対応は、法令不遡及の原則に反するのではないかと考える。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率は引き下げであるのに、神奈川支部の保険料率が引き上げとなれば加入者は納得し難いため、据え置きは妥当と考える。ただし、今回のような政治的介入が行われる結果になったのは何故かを考えなければならない。準備金残高が増加するなかで、もっと早期に加入者にどう還元すべきかを検討する必要があったと考える。また、国庫補助を継続するよう引き続き国に要請していただきたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備金が積み上がっているため、国庫補助に対する特例措置を遡及し、約1,500億円を特例減額の控除額に上乘せするとあるが、準備金は本来加入者が負担した保険料であり、余剰分は保険料の負担軽減に充てるべき。

支部名	支部長意見	評議会における意見
島根	<p>9.94% (9.94%)</p> <p>1. 意見の要旨 島根支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率を据え置き9.94%とすることについて止むを得ないと考えます。</p> <p>2. 理由等 令和8年度の島根支部保険料率は、機械的に計算した場合、10.08%であるが、政府全体の方針を踏まえ、前年度保険料率より引き上げとなることに対して、特例的に令和7年度保険料率と同率に据え置くことは、大変厳しい環境下の加入者・事業主にとって必要な措置であると評価できる。</p> <p>しかしながら、本来の令和8年度保険料率との差分を複数年度で調整し平準化を図る措置は、加入者にとっては負担の先送りであり「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要」との政府方針に沿うものといえるか甚だ疑問である。</p> <p>個人的には、平時は協会の方針である平均保険料率10%維持を前提とするが、令和8年度に限っては、今般の急激な物価上昇等による加入者・事業主の厳しい状況を協会けんぽにおける大きなリスクととらえ、また、厚生労働省の各審議会においても現役世代への負担の軽減が議論されていることから、全支部の保険料率が上昇しない平均保険料率を設定することも選択肢の一つではないかと考える。平均保険料率調整により複雑な特例措置の必要もなく、また、厳しい環境下での準備金の間接的な使い方としても加入者・事業主に納得いただけるものと考えます。</p> <p>令和8年度保険料率との差分を複数年度で調整し平準化を図る特例措置は、令和9年度以降の支部保険料率の大きな上昇要因となることから、加入者・事業主のためと思って行った今回の措置が、将来的に加入者・事業主の失望感につながらないよう慎重な検討をお願いしたい</p>	<p>【評議会の意見】 支部の保険料率が据え置かれることは、保険料を負担する事業主、被保険者双方にとって望ましいことである。しかしながら、本来の保険料率との差分について、今後複数年度に渡って平準化を図ることで急激な負担増が懸念され、中長期的にみると問題の先送りでは何ら解決とならない。</p> <p>【評議員の個別意見】 (事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備金残高が赤字にならない範囲で、平均保険料率をもっと引き下げれば、支部の保険料率も下げられたのではないか。 ・ 保険料率の据え置きは、事業主や被保険者にとっては助かる内容だが、問題を先送りにするのはいかがなものか。保険料率が引き上がることが問題なのであれば、全国的に引き下げるべきである。また、都道府県ごとに保険料率に違いが生じる要因は、保険者の努力により改善できるものばかりではないので、そもそも都道府県単位保険料率の制度自体を見直すべきではないか。 ・ 島根県内の企業の厳しい経営状況を考えると、据え置きはやむを得ないかもしれない。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率が据え置かれるのは喜ばしいことであろうが、本来の島根支部の保険料率の引き上がり方を見ていると、都道府県単位保険料率の制度自体を見直し、全国一律の保険料率に統一すべきと考える。また、国庫補助率は16.4%から20%に引き上げて、国が最大限この制度を支えるべきである。 ・ 突然の据え置きという措置に政治色の強さを感じずにはいられない。複数年で平準化を図るのは、単に問題を先送りしているのみならず、むしろ計算を複雑にするだけである。また、今後急激な保険料率の上昇が懸念される。 ・ 保険料率を据え置くのであれば、今後の平準化の仕組みと合わせて、加入者が十分に納得できる説明を行って欲しい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
<p>沖縄</p>	<p>9.44% (9.44%)</p> <p>1. 意見の要旨 沖縄支部の令和8年度保険料率について、令和7年度保険料率9.44%から据え置きとすることは、妥当と考へます。</p> <p>2. 理由等 全体では平均保険料率が0.1%引き下げられ、また沖縄支部においては、インセンティブを得たにもかかわらず、令和6年度精算分の黒字幅が前年度と比較して縮小した結果、このままでは前年度よりも高い保険料率となるため、特例による保険料率据え置きは妥当と考へます。</p>	<p>【評議会の意見】 昨今の社会情勢に鑑み沖縄支部の保険料率が令和7年度から据え置きとなったことについて異議はなし。</p> <p>【評議員の個別意見】 (学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も医療費の増加が見込まれるので、インセンティブ制度については、付与されれば、保険料率上昇の抑制につながる。引き続き周知広報の実施と医療費適正化にしっかりと取り組んでほしい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回据え置きとなった保険料率と本来の保険料率がどのように調整されていくか具体的に提示されていない。次年度以降での調整とのことだが、今後この調整が重くなっていかないか危惧される。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども子育て支援金については、あまり周知されていないので、周知の必要性を感じる。また支援金について反対ではないが、本来国が別に財源確保すべきものとする。